

## 小林市水道事業給水条例の一部を改正する条例

小林市水道事業給水条例（平成 18 年小林市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条本文中「及び西部地区簡易水道」を「、西部地区簡易水道及び南部地区簡易水道」に、「第 2 号から第 5 号まで」を「第 2 号から第 4 号まで」に、「第 6 号又は第 7 号」を「第 5 号又は第 6 号」に、「第 9 号及び第 10 号」を「第 8 号及び第 9 号」に、「100 分の 105」を「消費税及び地方消費税の税率」に改め、同条ただし書中「第 8 号」を「第 7 号」に改め、同条第 1 号中「及び西部地区簡易水道」を「、西部地区簡易水道及び南部地区簡易水道」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の小林市水道事業給水条例第 31 条の規定は、この条例の施行日の属する月の翌月以後のメーター検針により算定される水道料金から適用し、この条例の施行日の属する月以前のメーター検針により算定される水道料金については、なお従前の例による。